



冤罪・布川国賠ニュース

第2号 2012.12.25

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

布川国賠、11月12日東京地裁に提訴！

第1回口頭弁論は3月21日に！！

12時、東京地裁前で宣伝

支援する会は、訴状提出に先立ち12時から東京地裁前で宣伝を行い、櫻井さんがマイクを持って国賠訴訟への思いを、谷萩陽一弁護士団長が裁判の意義を訴えました。また他のえん罪事件の支援者らからも布川事件の国賠裁判に連帯の挨拶がありました。



11.12 東京地裁前を行進する櫻井さん弁護士団・支援者

全員で裁判所前を行進

12時50分、多くのマスコミのカメラが待つ地裁門前に向かって、「検察・警察は冤罪の責任を取れ！」の垂れ幕とのぼり旗を掲げた支援する会のメンバー約20名が櫻井さんと16名の弁護士団と共に地裁前を行進し、地裁の門で櫻井さんと弁護士団を見送りました。

1時すぎ、訴状が受け付けられ24部に係属と決まりました。

弁護士会館で報告集会を開く

続いて、2時から弁護士会館5階の会議室で記者会見兼報告集会が行われました。4台のカメラが並び、支援者の他に報道関係者約40名が見守る中、櫻井さんは無罪となったにもかかわらず、

今なお強盗殺人の犯人とってはばからない警察検察への怒りから冤罪であることをはっきりさせるため国賠裁判の提起を決意した理由を語りました。

大阪岸和田の中村千恵子さんから、「歴史を拓く国賠訴訟ありがとう」という花束の絵手紙が届き、記者会見・報告会場に飾られました。

最初の裁判期日が3月21日午後2時に決まる

第1回口頭弁論は3月21日(木)午後2時から、100名程度が入れる103号法廷で行われます。

裁判所要請・宣伝・裁判終了後に記者会見を兼ねた報告集会を行う予定です。

布川事件の国賠訴訟は勝てる

新倉修（青山学院大学教授・
布川国賠を支援する会代表委員）

布川事件について、とうとう当事者である櫻井昌司さんが国家賠償請求訴訟を提起した。画期的なことである。壮挙と言ってもよい。訴額は2億円近い。目もくらむような金額と、胸のすくような請求理由とを比べると、45年間の艱難辛苦が目に見えぬ。

1967年10月10日に逮捕され、12月28日に強盗殺人の容疑で起訴され、1978年7月12日に有罪判決が確定するまで、未決の抑留と拘禁を受けた。3929日に及ぶ。その後、1996年11月14日に仮出獄するまで、6700日間にわたって、懲役刑の執行を受けた。身柄拘束は、無慮10621日にのぼる。大学を出て勤め始めた人が、定年で辞めるまでの期間よりも長い。

再審請求に関わった青年弁護士はみな、白髪をたくわえ、超ベテラン弁護士（大御所）になられた。すでに鬼籍に入られた方もいる。中でも、中田直人弁護士は、日本国際法律家協会という国際連帯活動にかかわる団体に、私自身古くから関係してきた縁や東京刑事法研究会という研究会などの関係で、良く存じ上げていた。また、支援活動に関わっては、東京都立大学の清水誠教授も、この日本国際法律家協会や民科法律部会（とりわけ民科法律学校という市民向けの公開講座活動や機関誌『法の科学』や関東甲信越支部の活動）を通じて、研究の専門は違っても、叱られたり褒められたり、温かくおつきあいいただいていた。

また、吉田好一さんや瑞慶覧淳さんからは、布川事件を国際人権活動に結びつけることについて、いろいろ相談を受けたこともあり、2001年か2002年の第二次再審請求運動の立



10月1日結成総会で挨拶する新倉修代表委員

ち上がりのころ、一緒にジュネーブの人権促進保護小委員会（当時。現在は人権理事会諮問委員会に改組された。）の会議に参加したこともあった。

国（検察）や警察を相手に国家賠償請求をすることは、たいへん難しく、勝訴の見込みは、あるいは「ラクダを針の穴に通す」ほど、容易ではないかも知れない。だれしも、金額の多寡に驚き、勝訴しても値切られるのではないかと恐れるほどだ。また、裁判所が、勝てる論理を発見したがるのではないかと危ぶむ声も、なくはない。統治の破綻や企業支配の暴走が目立つご時世にあって、そのひとつひとつを国または地方自治体の活動の瑕疵に結びつけられると、賠償のために払う予算は、いくらあっても足りない事態に陥りそうだ。

しかし、戦災や戦争被害への賠償は、政治的な決着であったかも知れず、まだ万全とはほど遠いけれど、払われてきた実績がある。救済の速やかではないことや、捜査活動や公判維持にあたって国民に被害を発生させた場合に賠償責任を認めないことに対しては、鋭い国際人権法上の論難があることも、忘れてはならない。国家無答責がまかり通った時代は、過ぎた。民主主義は、国家活動の過ちや加害に対して、率直に責任を認め、誤判の調査と反省と予防に全力を傾けるものでなければならない、はずだ。誤判を正す国民運動としてみれば、布川事件国賠訴訟は、負けるはずのない民主主義の運動であり、重要な人権促進保護活動でもある。



桜井昌司の近況報告

支援する活動がふえています

「被告人」、長く、そう呼ばれた。まあ、再審請求人も長かったが、何故か分からないが、自分としては被告人だったという思いが強くて、再審で勝ったときに、やっと被告人ではなくなったという気持ちだった。今、立場は変わり、私が原告、被告は国と県、検察と警察だ。「被告ども」がグズグズして、まだ第1回期日は決まらないが、全く気にならないし、被告人ども！と呼んでやれるのが、妙に嬉しい気分である。国賠裁判はしているが、私の日常は、支援して頂く立場よりも支援する立場になった活動が増えている。

先日は、ゴビンダさんの悩みを聞きにネパールに行って来ました。

ゴビンダさんは、無実を晴らせばこそ、感じ、味わう苦悩に出会っているだけでしたし、家族に見守られて順調に社会復帰しているのを知って安心しましたが、いやあネパールの実情にはカルチャーショックでした。大量の車にバイクが廃棄ガスを撒き散らし、道路整備がなされない道路から粉塵を巻き上げ、凄まじい環境でした。でも、人は生き生きとして活動し、何かを作るエネルギーに満ち溢れてもいました。行かなければ判らないですね。

大崎事件で鹿児島地裁にも要請に行きました。全く証拠開示をしないままに決定を出すと言うく中牟田裁判長は、氷見事件で柳原さんに誤判を下した張本人ですからね。過ちを犯す人というのは、なかなか更生出来ないということでしょうか。

イギリスのBBC放送からの取材もありました。パソコン遠隔操作事件で嘘の自白をさせら



11月12日、提訴後行われた記者会見兼報告会

れた人があることから、日本の捜査の在り方を聞きたいとのことでした。日本の捜査は世界の異端だと知られて、きっと世界の笑い者になる日は近いですね。

宇都宮先生の都知事選挙応援演説を体験したり、このところ、活動の範囲が広がったと言いますか、今までに知らなかった方たちとの出会いも増えて、私の国賠の闘いは、必ず社会的なものになるとの確信を深めています。

布川事件国家賠償請求訴訟「合同新年会」にご参加下さい

とき 2013年2月2～3日(土・日)

ところ 筑波山・江戸屋

参加費 14,000円(申込用紙は別紙)

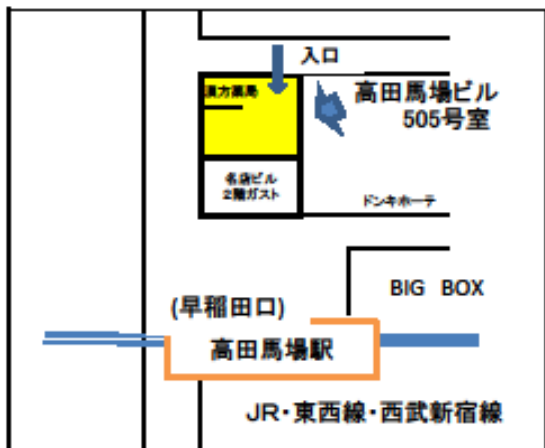
申込先 TEL.029-231-4093 FAX.029-232-0043 水戸翔合同法律事務所



◆布川国賠の事務所（桜井司法研究所）
が高田馬場にできました!!

～事務所開き～

1月30日（水）15:00～19:00
都合のよろしい時間にお越し下さい



◆500名の会員をめざして!!

布川国賠勝利と検察官手持証拠の全面開示義務化のために、えん罪事件に関心を持つ知人・友人に「布川国賠を支援する会」への参加を呼びかけましょう。

- ・年会費 1000 円（年度ごと）
- ・振替口座 00170-8-485425

布川国賠を支援する会

※ Tel.Fax.いただければ、会則・振込用紙をお送り致します。

日程経過

- 10月15日（月）第1回事務局会議：湯島第2会館 4名
- 10月31日（水）国賠ニュース第1号発送
第2回事務局会議：桜井司法研究所 6名
- 11月12日（月）地裁前宣伝
国賠提訴見送り宣伝行動
記者会見・報告集会（弁護士会館）
20名参加
- 12月7日（金）第3回事務局会議：桜井司法研究所 9名

当面の行動予定

- 2013年1月30日（水）15:00～19:00
事務所開き
- 1月31日（木）18:00～20:00
再審連続シンポジウム「冤罪はこうしてつくられる part2～問われる裁判所の責任」：弁護士会館クレオ
- 2月2～3日（土・日）
「弁護士団&支援する会合同新年会」
場所：筑波山・江戸屋
- 3月21日（木）午後2時
布川国賠第1回口頭弁論：
東京地裁 103号法廷

会員数247名(12月20日現在)

東京	茨城	神奈川	千葉	埼玉	栃木	群馬	山梨	福島	宮城	秋田	山形	新潟	愛知	石川	京都	大阪	兵庫	和歌山	広島	岡山	鹿児島	福岡	大分	北海道
90	40	21	31	15	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	6	2	1	1	2	4	3	2	10

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-26-12
高田馬場ビル 505号室

Tel. 03-6278-9796

Fax. 03-6278-9798

発行責任者 中澤 宏